

安倍元内閣総理大臣の国葬の撤回・中止を求める会長声明

- 1 2022年7月8日、安倍元内閣総理大臣が、参議院議員選挙の街頭演説の最中、銃撃に遭い、同日、死亡するという事件が発生した。

岸田文雄内閣総理大臣は、安倍元内閣総理大臣が死亡したことを受け、安倍元内閣総理大臣の葬儀を国葬にて行う旨を発表し、令和4年7月22日、内閣において国葬実施の閣議決定を行った。

- 2 当会は、令和4年7月12日、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士会として安倍元内閣総理大臣の銃撃事件に対して強く非難すると共に暴力によって表現の自由が脅かされ、民主主義の根幹が揺らぐことのないようにすべきとの会長声明を発出している。

しかしながら、岸田内閣が閣議決定した安倍元内閣総理大臣の国葬については、以下のとおり憲法上の問題点があることから、当会は、政府に対し、安倍元内閣総理大臣の国葬の撤回・中止を求めるものである。

- 3 すなわち、日本国憲法は三権分立を定め、国会を唯一の立法機関とし、行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行わなければならない（法律による行政の原理）としている。

「国葬」は、戦前、勅令である「国葬令」に基づき執り行われていたが、日本国憲法施行後、「国葬令」は、憲法に不適合なものとして、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第1条に基づき1947年12月に失効している。従って、現在、我が国においては、「国葬」を行うこと、その経費を全額国費から支出することについて法的根拠はない。

ところが、岸田内閣及び内閣法制局は内閣府設置法第4条第3項第33号に内閣府の所掌事務として「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）」を定められていることを根拠に「国の儀式」の一種として「国葬」を行うことができるとしている。そ

の上、令和4年8月26日の閣議において、国葬の費用として今年度予算の予備費から約2億5000万円を支出することも決定した。

しかしながら、内閣府設置法はいわゆる組織規範であり、行政組織内部の権限分配に関する定めに過ぎず、行政機関が一定の行政活動をすることを許す根拠規範ではない。

また、内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする組織であり（内閣府設置法第3条第1項）、内閣の所掌事務の範疇を越える事務を取り扱うことはできないところ、内閣の行う事務は、憲法73条に列挙されているとおりであって、同条第1号ないし第5号のいずれにも「国葬」が含まれるとは解されない。それにもかかわらず、内閣府設置法第4条第3項第33号の「国の儀式」に「国葬」を含めると強引に解釈し、これを以て、国葬の閣議決定の法的根拠とすることは牽強附会と言わなければならない。

従って、内閣府設置法を以て、時の内閣が国葬を閣議決定できるとする法的根拠にはなりえない。

このように岸田内閣の行った閣議決定は法的根拠を欠くものであり、このまま安倍元内閣総理大臣の国葬が行われるとすれば、三権分立の下、国会を唯一の立法機関とし、法律による行政の原理を定めた憲法に違反することになり、到底、許されるものではない。

- 4 さらに、法的根拠のないままに予算支出がなされることは、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。」とする財政国会中心主義（憲法83条）の点からも問題があると言わざるを得ない。
- 5 また、憲法19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とし、思想及び良心の自由を定めている。

政府は国民に喪に服することを強制するものではないとするものの、国家権力を行使する政府の主導により国葬を執り行えば、公的機関のみならず民間の機関においても付度する風潮が生じ、国民に対して弔意を表明すべきとする同

調圧力がかかることは容易に予想され、弔意を捧げることに違和感や反対の意見を有する者の思想や信条を事実上、脅かすことになりかねない。

- 6 当会は、日本国憲法が採用する法律による行政の原理、財政国会中心主義に反し、国民の思想及び良心の自由を脅かしかねない安倍元内閣総理大臣の国葬の実施に反対し、政府に対し、国葬を行うことの撤回・中止を求めるものである。

2022年（令和4年）8月31日

長野県弁護士会

会長 中村 威彦

